

大規模事業評価調書

事業名・場所

担 当

(仮称) 東部こども相談センター整備事業

鶴見区今津南1丁目3-11 (別紙1 参照)

こども青少年局 中央こども相談センター

(電話番号：06-4301-3149)

事業目的

【事業目的】
4か所目の児童相談所として（仮称）東部こども相談センターを設置し、児童相談所における虐待相談件数の増加及び一時保護児童数の増加に対応する。
【経 過】
児童相談所は、市町村（政令指定都市においては区）との適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが抱える問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（特別区を含む。）に設置される行政機関である。
本市においては、当初、平野区に設置していた児童相談所を平成21年度に中央区へこども相談センターとして移転開設し1か所に対応していたが、移転後、児童相談所における虐待相談件数が急増（平成21年度1,606件→平成25年度3,193件）したことで、現状の児童相談所1か所体制では、丁寧なケース検討や迅速な意思決定等、効率的・効果的な事業実施を行う観点から事業実施が厳しくなってきたこと、また、一時保護所入所枠を増やす必要があることから、平成26年9月に南部と北部に新たに児童相談所を設置し3か所体制とすることを決定し、平成28年10月に平野区で南部こども相談センター、令和3年4月に東淀川区で北部こども相談センターを開設した。
児童相談所を複数設置し本市の区域を複数の児童相談所で分担して担当することで、迅速な組織判断、区役所等関係機関との連携強化、市民の利用しやすさなど効率・効果的な対応ができ、また、児童の一時保護入所枠の拡大を行うことができるようになる。
しかしながら、3か所体制決定後も児童虐待相談件数は引き続き増加していることから（平成25年度3,193件→平成30年度6,316件）、児童相談所の増設が必要となり、鶴見区に4か所目の児童相談所として（仮称）東部こども相談センターを開設することを令和元年の戦略会議に諮り決定した。

【特別職による意志決定事項等】

会議名等

決定年月日

内容

「4か所目の児童相談所設置及びその候補地等について」戦略会議

令和元年10月30日

4か所目の児童相談所設置及びその候補地等について決定

事業内容

事業実施体制

事業規模

【事業規模】
管轄区域（都島区・東成区・生野区・旭区・城東区・鶴見区）
虐待相談件数（令和元年度）1,398件 → （令和10年度推計）1,824件
敷地面積 2,358㎡
延床面積 4,537㎡

【事業費等】
〔総事業費〕 2,742 百万円
（事業費内訳）
設計費 100 百万円
建設費 2,554 百万円
初期費用 87 百万円

〔維持管理費〕 190 百万円／年

（財源内訳）
国庫補助金 638 百万円
起債 1,845 百万円
一般財源 259 百万円

事業スケジュール

2020年度
(令和2年度)

2021年度
(令和3年度)

2022年度
(令和4年度)

2023年度
(令和5年度)

2024年度
(令和6年度)

2025年度
(令和7年度)

2026年度
(令和8年度)

（北部）
こども相談センター
整備（新設）

●→

北部開設(4月)

（中央）
こども相談センター
整備

●→

基本設計

実施設計

建替え工事

中央移転
(6年度末)

仮称（東部）
こども相談センター
整備（新設）

●→

基本計画

基本設計

実施設計

●→

新設工事

4か所目開設
(4月以降)

（南部）
一時保護所新築

●→

詳細検討
管轄区域・
建物規模・整備手法の
検討

基本計画

基本設計
埋蔵文化財
本格調査

実施設計

●→

一時保護所
新築工事

一保開設
(4月以降)

（南部）
相談部門改修

改修工事設計

●→

改修工事

完成

(1) 事業の必要性	【児童相談所増設（４か所体制）の必要性】 ・虐待相談件数のさらなる増加（平成25年度3,193件→平成30年度6,316件） ・相談件数の増加に対応するための職員配置の強化 【一時保護所増設（４か所体制）及び定員増員の必要性】 ・一時保護入所者数のさらなる増加（平成25年度のべ23,652人→平成30年度のべ36,472人） ・一時保護ガイドラインに基づく対応強化(原則個室対応、個別対応可能な職員配置や環境整備等) 【現状の課題】 ・虐待相談件数のさらなる増加に対しても丁寧かつ迅速に対応しなければならない ・一時保護入所児童数の増加に伴い定員超過が常態化している （平均一時保護人数：平成28年度90人→平成31年度114.6人（定員100人））																		
(2) 事業効果の妥当性	【こども相談センターの複数化に伴う効果】 ○児童相談所複数化の効果 ・４か所体制 中央こども相談センターが中央区から浪速区へ移転することから、東部方面を管轄する児童相談所を設置することで市域全体を効率的・効果的に運用できる。 ・児童相談所と区役所との連携の強化 管轄区域の区役所と児童相談所との地理的な距離が近くなることにより、より緊密に連携することが可能となる。 ・迅速な安全確認 管轄区域が狭くなることにより、虐待通告があった場合に、昼間の安全確認をより迅速に効率的に行うことができる。 ・市民の利便性の向上 児童相談所が居住地の近くに設置されることにより、市民が児童相談所に相談に行きやすくなる。 ・丁寧なケース対応 児童相談所１か所当たりの相談件数を少なくすることにより、管轄の児童相談所長の下、より丁寧なケース検討、迅速な意思決定や組織判断が可能となる。 ○一時保護所複数化の効果 ・一時保護所の入所枠の拡充 児童相談所に一時保護所を附設することにより一時保護所に入所できる児童の数を増やすことができ、入所できる児童数が増えることでより多く子どもの安全確保が図られる。																		
(3) 事業費等の妥当性	【実施場所】 （仮称）東部こども相談センターの候補地は、大阪市域の東部方面にある本市未利用地の中から、交通機関の利便性が高く、必要な床面積及び一時保護所の児童の運動スペースが確保できる敷地面積があることから、戦略会議において、鶴見区の環境局管理用地を選定した。 【施設規模】 ・延床面積 （仮称）東部こども相談センターは、管轄区を６区（都島、東成、生野、旭、城東、鶴見）と想定しており、また、令和10年度までの虐待相談件数の伸びを毎年３％増と想定して配置職員数を試算し、施設・部屋ごとの必要面積を積み上げて延床面積を積算した。 児童相談所については約2,537㎡、一時保護所については約2,000㎡を想定している。 ・敷地面積 鶴見区の環境局未利用地2,358㎡に開設することが決定し、建築面積として約1,350㎡、駐車場、一時保護所運動場、外構等で約1,000㎡と想定し、合計で2,358㎡を想定している。 ※今後の施設規模の拡大については、虐待抑制に向けたソフト施策などの児童に関する総合的な政策を踏まえ、必要に応じて、地域バランスも考慮しつつこども相談センター全体で判断している <table><tr><td>延床面積</td><td>約4,537㎡</td></tr><tr><td>(児童相談所部分)</td><td>約2,537㎡</td></tr><tr><td>(一時保護所)</td><td>約2,000㎡</td></tr></table> <table><tr><td>敷地面積</td><td>2,358㎡</td></tr><tr><td>(建築面積)</td><td>約1,350㎡</td><td rowspan="3">基本計画（建築計画）のとおり</td></tr><tr><td>(駐車場等)</td><td>約500㎡</td></tr><tr><td>(一時保護所グラウンド)</td><td>約380㎡</td></tr><tr><td>(外構、緑地等)</td><td>約120㎡</td><td>基本計画（建築計画）のとおり</td></tr></table>	延床面積	約4,537㎡	(児童相談所部分)	約2,537㎡	(一時保護所)	約2,000㎡	敷地面積	2,358㎡	(建築面積)	約1,350㎡	基本計画（建築計画）のとおり	(駐車場等)	約500㎡	(一時保護所グラウンド)	約380㎡	(外構、緑地等)	約120㎡	基本計画（建築計画）のとおり
延床面積	約4,537㎡																		
(児童相談所部分)	約2,537㎡																		
(一時保護所)	約2,000㎡																		
敷地面積	2,358㎡																		
(建築面積)	約1,350㎡	基本計画（建築計画）のとおり																	
(駐車場等)	約500㎡																		
(一時保護所グラウンド)	約380㎡																		
(外構、緑地等)	約120㎡	基本計画（建築計画）のとおり																	

	【事業費】 (仮称) 東部こども相談センターの設置については、基本計画段階である。 令和3年4月に北部こども相談センターを開設していることから、この北部こども相談センターの建設単価44.6万円／㎡を基に今後5年間の建設費の上昇率12.22%(一般営繕物件工事費変動率(平成31年度)平成26年度→平成31年度変動率より)を見込んで、積算単価50.1／㎡としている。ただし、建設単価に土壤汚染対策費は含まれておらず、工事費は建物整備費等に土壤汚染対策費(処分量概算:3,964.93㎡)を合算したものである。 なお、土壤汚染対策費等はできるだけ低廉な工法を採用し、コストの縮減に努める。 【補足事項】 (仮称) 東部こども相談センターは、敷地が土壤汚染地であるため、基本計画を策定してから計画を進めており、また、北部こども相談センターより建物規模が大きいため事業期間が長くなる。 建設費についても、床面積・土壤汚染対策・建設単価の上昇から、北部こども相談センターより建設費が増える。 建設規模については、今後の虐待相談件数の見込みを想定し、適正であるかの確認をしていま (単位：千円) <table><tr><td>設計費</td><td>100,466</td></tr><tr><td>工事費</td><td>2,554,230</td></tr><tr><td>初期費用</td><td>87,026</td></tr><tr><td>総事業費</td><td>2,741,722</td></tr></table>	設計費	100,466	工事費	2,554,230	初期費用	87,026	総事業費	2,741,722
設計費	100,466								
工事費	2,554,230								
初期費用	87,026								
総事業費	2,741,722								
(4) 事業の継続性	維持管理費について 維持運営費は、北部こども相談センターの令和3年度予算を基に施設規模の違い等を考慮し見込んでいる。 なお、維持管理費は、開設(2026年度)に向け改めて精査する。 (単位：千円) <table><tr><td></td><td>見込額</td><td>内容</td></tr><tr><td>維持運営費</td><td>190,492</td><td>北部こども相談センター令和3年度予算を基に見込</td></tr></table>		見込額	内容	維持運営費	190,492	北部こども相談センター令和3年度予算を基に見込		
	見込額	内容							
維持運営費	190,492	北部こども相談センター令和3年度予算を基に見込							
(5) 安全・環境への影響と対策	環境へ配慮した設備 ・LED照明の設置 ・間伐材の使用 環境への影響と対策 ・施設の性格上、環境に影響を及ぼすものではないことから、騒音・振動や大気・環境等を与える影響は極めて少ないと考えられる。また、施設整備時の騒音・振動や砂埃など、可能な限り抑制する手法の導入を検討する。 ・工事期間中は、騒音対策や工事車両通行時の安全対策など、周辺地域への配慮を行う。 ・環境局管理用地を候補地として決定後、地元の地域活動協議会長に説明を行っており、今後も、新築工事着手時などに、随時、説明を実施する予定である。								
(6) 事業の整備・運営手法等の検討状況	[PPP/PFI手法等の検討結果] ・児童相談所は、児童福祉法や児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待に関しては一時保護や措置といった強力な行政権限を行使するため、運営を民間事業者に託すことはできない。 ・児童相談所の設備整備については、最低基準や運営指針、一時保護ガイドライン等に基づいて行う必要があり、設計や建築の部分で民間事業者の裁量の余地は小さい。 ・児童相談所単独の建設のPFI事例は他都市でもなく、民間事業者がノウハウを蓄積していない。 ・以上のことから、本事業においてはPFIを導入しないものとする。 [施設マネジメントの検討結果(施設の複合化・多機能化及び有効活用等)] ・他施設との複合化・多機能化は行わず、新設する。								